

浄化槽設置等の届出受理、維持管理指導等

根拠法令：浄化槽法・建築基準法，移譲対象：全市町村

1 移譲事務の概要及び移譲状況

(1) 移譲事務の内容

浄化槽設置等の届出受理及び維持管理指導等

- 浄化槽の設置又は構造・規模の変更に関する届出や浄化槽の使用開始・廃止等の届出処理
- 指定検査機関（県環境検査センター）が実施する浄化槽設置後の水質検査や定期検査の結果を踏まえた浄化槽管理者等に対する指導・助言

(2) 移譲のメリット

- 市町村は浄化槽設置に係る国庫補助等の申請窓口となっており，権限移譲により住民・事業者にとって手続き窓口の一元化及び移動負担の軽減など利便性の向上につながる。
- 市町村で浄化槽の設置状況等をより正確に把握することが可能となるため，下水道・集落排水施設等も含めた計画的な汚水処理施設の普及等が図られるとともに，浄化槽の維持管理についての設置者に対する実態に即したきめ細やかな指導等が可能となる。

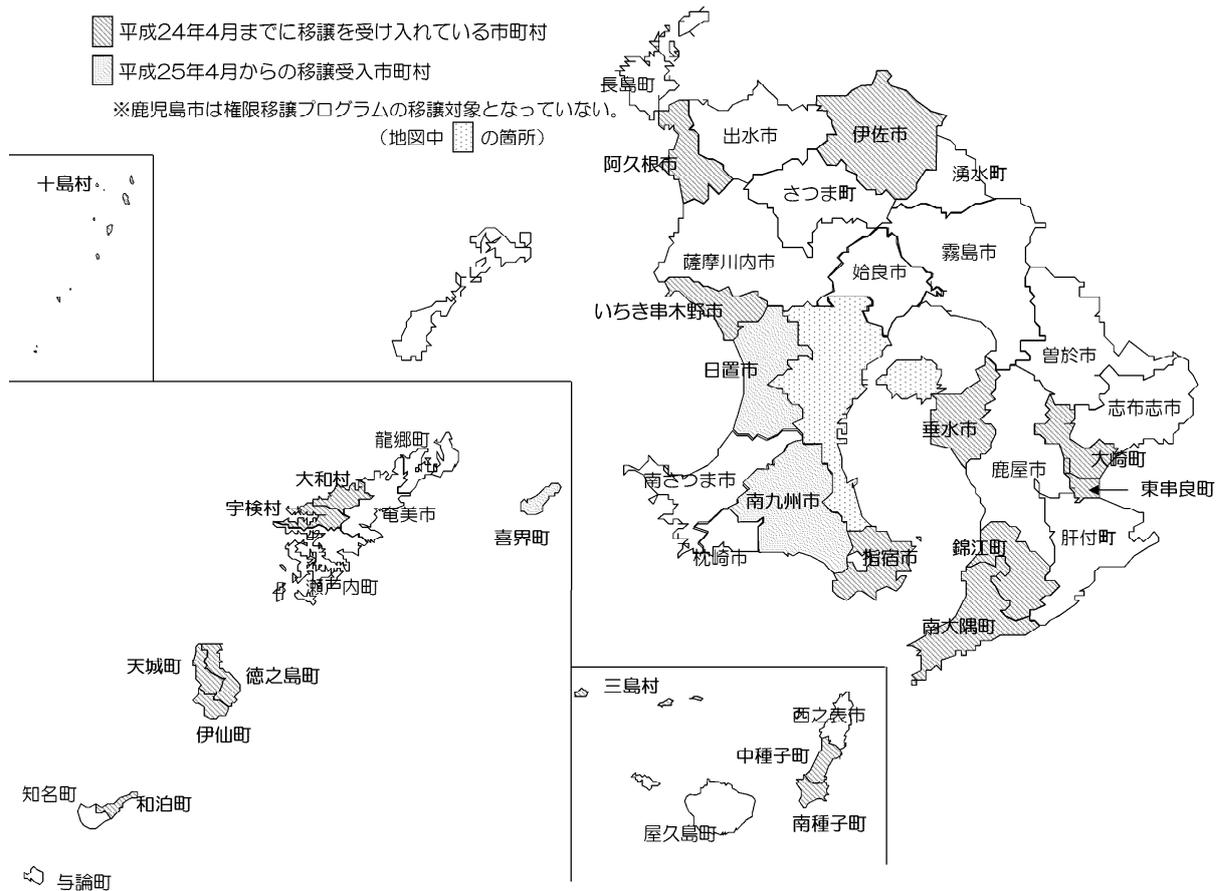
(3) 移譲事務に関する県の支援策

- ① 財源措置
権限移譲準備金及び交付金等により事務処理に必要な経費等を措置
- ② 人的支援措置（人材育成）
地域振興局・支庁による具体的な事務内容説明等の実施
- ③ 事務処理体制の整備
 - ・事務処理マニュアル（鹿児島県浄化槽事務取扱要領，鹿児島県浄化槽指導監督要領）の提供
 - ・移譲後の定期的な研修会開催等による担当職員の知識・技能習得の支援
 - ・移譲後における随時の情報提供及び相談対応

(4) 平成25年4月時点での移譲状況

移譲対象	移譲対象市町村数	移譲受入市町村数	移譲率 ※
全市町村 (鹿児島市を除く)	42	22	52.4%
年度別移譲状況			
年度	移譲市町村		
H20年4月	阿久根市, 垂水市		
H21年4月	指宿市, 三島村, 東串良町, 錦江町, 南大隅町, 大和村, 宇検村		
H22年4月	十島村, 徳之島町		
H23年4月	中種子町, 天城町, 伊仙町, 和泊町		
H24年4月	いちき串木野市, 伊佐市, 大崎町, 南種子町		
H25年4月	日置市, 南九州市, 喜界町		

※ 「移譲率」 = 「移譲受入市町村数」 ÷ 「移譲対象市町村数」



2 移譲市町村の取組状況等

◎阿久根市（平成20年4月から移譲）の事例

(1) 移譲後の事務処理体制

3名

《内訳》市民環境課：3名（課長，補佐兼係長，担当）



(2) 移譲受入れを決定した経緯

阿久根市では、住民の利便性の向上につながる事務は可能な限り積極的に権限移譲を受け入れるという市の方針のもとに、権限移譲プログラムの掲載事務の受入可否についての検討を行っている。

浄化槽法関係については、住民が浄化槽を設置しようとする場合の設置経費の助成や浄化槽の設置届出の受理などを市で実施しているものの、設置後の浄化槽の使用開始や廃止の届出については、県の出水保健所が窓口となっており、住民や事業者は、手続きの内容に応じて、市と県のそれぞれの窓口まで行かなければならないなど、煩雑な手続きや移動の負担が生じていた。

このため、権限移譲により市が窓口となって浄化槽に関する事務を一体的に行うことができれば、住民等の負担軽減及び利便性向上を図れると判断し、県との協議を進め、県内市町村で最も早い平成20年4月から権限を受け入れている。

【図表①】権限移譲前の状況



(3) 移譲事務の処理状況

阿久根市では浄化槽の設置件数が毎年80件程度あり、平成23年度は、設置・廃止等の各種届出や使用開始報告等の処理が約220件あった。

この事務は、設置経費の助成手続きを行っている係で所管することになったため、特に、助成の申請や届出が同時期に複数提出された場合などは、相当な事務量となり、処理に時間を要することがある。

このため、市では、業務が集中した際の課内の応援態勢の確保などに努めながら、浄化槽法関係事務の円滑な執行に配慮している。

⇒ 移譲事務をよりの確に行うための工夫

阿久根市では、合併処理浄化槽の設置の促進による生活排水処理対策を進めているが、公共用水域の水質保全を図っていく上では、住民が正しい理解のもとに設置後の浄化槽を適切に維持管理していくことが不可欠であると考えている。

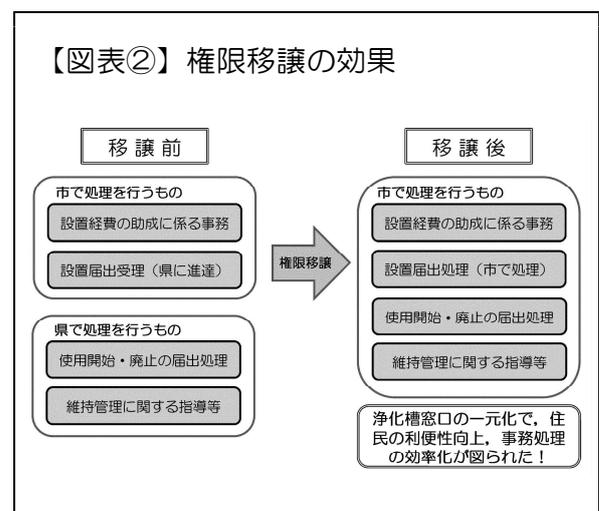
そこで、浄化槽の維持管理についての住民の意識の醸成を図るため、設置工事の完了検査等の機会を捉えて、住民に対して、保守点検・清掃などの日常管理や定期検査の受検など設置後の維持管理についてきめ細やかな個別説明を実施しているほか、市の広報誌などを活用した普及啓発に取り組んでいる。

(4) 移譲を受けて効果のあった点や今後期待されること

権限移譲を受け入れたことで、浄化槽の手続きに関する窓口が市に一元化され、住民や事業者にとって「浄化槽のことは市に聞けば良い」ことになり、わかりやすく相談しやすい窓口の整備が図られ、手続きを行う際の移動の負担も解消されるなど、住民や事業者の利便性の向上につながっている。

また、市が実施していた浄化槽の設置に対する支援と設置後の維持管理に関する指導等を一体的に行えるようになったことで、市内の浄化槽の設置・管理状況のより正確な実態把握が可能となり、住民の実情に応じた、必要な手続きや検査などの助言や適正管理に係る指導が迅速かつ的確に行われているなど、効率的な事務処理にもつながっている。

このように、阿久根市では、権限移譲の受入によって、行政サービスの充実・効率化が図られている。



(5) 移譲事務の処理に関する留意点等

阿久根市では、設置届出等の処理を行うに当たって、浄化槽の設置場所や放流先、今後の維持管理計画等についての十分な内容把握に努め、住民の生活環境と環境保全との整合性にも考慮した確実に迅速な事務処理が行われるよう配慮している。

一方で、定期検査の検査拒否者や改善を用する浄化槽の設置者等への対応が課題と考えており、引き続き、指定検査機関（県環境検査センター）との連携を図りながら、定期検査の内容や目的、適正な維持管理の必要性などについての丁寧な説明などにより、設置者の理解が得られるよう取り組むこととしている。

(6) 移譲を受けて住民や事業者から寄せられた意見

阿久根市には、市内の設置事業者の方との意見交換の際などに、浄化槽関係事務の権限移譲について、「手続きが近くの市役所で行えるようになって便利になった。」といった意見が寄せられている。